

公布された規則のあらまし

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（規則第7号）

- 1 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例施行規則（規則第12号）

- 1 この規則は、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 この規則で使用用語の定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 産業廃棄物処理施設等の設置等及び譲受け等の事前協議に係る審査の基準、関係市町長への意見聴取及び関係住民への説明会の開催に関し必要な事項を定めることとした。（第3条～第10条関係）
- 4 最終処分場の排出水の監視の対象となる施設の種類、検査対象及び頻度について定めることとした。（第11条関係）
- 5 立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。（第12条関係）
- 6 勧告に従わないときの公表の方法をインターネットを利用して閲覧に供する方法その他知事が相当と認める方法とすることとした。（第13条関係）
- 7 その他所要の事項を定めることとした。
- 8 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、5及び6は令和8年6月1日から施行することとした。

○佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第15号）

- 1 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。

○佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則（規則第16号）

- 1 この規則は、佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 条例第2条第2項に規定する使用及び収益を目的とする権利は、地役権、質権、賃借権及び使用貸借による権利とすることとした。（第2条関係）
- 3 山の保全区域の指定の案の公告に関し必要な事項を定めることとした。（第3条関係）
- 4 山の保全区域の指定の案に対する意見書の提出に関し必要な事項を定めることとした。（第4条関係）
- 5 土地所有権等の移転等の届出に関し必要な事項を定めることとした。（第5条関係）
- 6 条例第15条第1項の規定による公表に関し必要な事項を定めることとした。（第7条関係）
- 7 届出の経由の特例について定めることとした。（第8条関係）
- 8 その他所要の事項を定めることとした。

9 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、5から7までについては、令和8年10月1日から施行することとした。